

# 専修学校における学校評価ガイドライン

令和8年3月

文部科学省

## 目 次

1	専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方	1
2	はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価	2
<b>第1部 専門学校（専門課程）の学校評価</b>		<b>4</b>
1	学校評価の目的・定義	4
(1)	専門学校における学校評価の目的	
(2)	学校評価に関する関連法令の規定	
(3)	学校評価の形態	
(4)	学校評価の定義	
(5)	学校評価により期待される取組と効果	
2	自己点検評価	7
(1)	自己点検評価の基本的な考え方	
(2)	自己点検評価の項目・基準の設定	
(3)	自己点検評価の周期（評価期間）と範囲	
(4)	自己点検評価の実施体制	
(5)	学校評価のスケジュールの作成	
(6)	外部アンケート等の活用	
(7)	継続的な情報・資料の収集・整理	
(8)	自己点検評価結果のまとめ	
(9)	評価結果と改善方策に基づく取組	
(10)	学校関係者評価の実施	
3	第三者評価の実施	12
(1)	専門学校における第三者評価	
(2)	第三者評価の目的・機能	
(3)	第三者評価の項目及び基準の設定	
(4)	第三者評価実施者に求められる要件	
(5)	第三者評価の実施	
(6)	第三者評価の評価期間	
4	学校評価結果の公表・報告	16
(1)	学校評価結果の公表	
<b>第2部 高等専修学校の学校評価</b>		<b>17</b>
1	学校評価の目的と定義	17

- (1) 高等専修学校における学校評価の目的
- (2) 学校評価に関する関連法令の規定
- (3) 学校評価の形態
- (4) 学校評価の定義
- (5) 学校評価により期待される取組みと効果

## 2 自己評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- (1) 自己評価の基本定な考え方
- (2) 自己評価の項目・基準の設定
- (3) 自己評価の周期（評価期間）
- (4) 自己評価の実施体制
- (5) 重点項目の設定
- (6) 学校評価のスケジュールの作成
- (7) 外部アンケート調査の等の活用
- (8) 継続的な情報・資料の収集・整理
- (9) 自己評価結果のまとめ
- (10) 評価結果と改善方策に基づく取組

## 3 学校関係者評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- (1) 学校関係者評価の機能・役割
- (2) 学校関係者評価の進め方
- (3) 学校関係者評価委員会等
- (4) 学校関係者評価委員会の委員の選任
- (5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み

## 4 高等専修学校における第三者評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 5 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援・・・・・・・・ 29

- (1) 学校評価の公表
- (2) 評価結果等に基づく設置者（学校法人等）による学校への支援・改善
- (3) 高等専修学校における第三者評価

## 第3部 附属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

- 【附属資料1】 専門学校の評価項目、基準の例
- 【附属資料2】 高等専修学校の評価項目、基準の例
- 【附属資料3】 自己点検評価・第三者評価における評価項目、基準、参考資料一覧の例
- 【附属資料4】 自己点検評価の評価イメージ例
- 【附属資料5】 第三者評価の評価イメージ例
- 【附属資料6】 学校評価等に係る学校教育法等関係法令

## 1 専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方

### ■改正の必要性

「専修学校における学校評価ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、専修学校の学校評価に関する指針として、平成25年3月に策定された。多くの学校でガイドラインに沿って学校評価が取り組まれ、文部科学省調査によると平成25年度66.7%であった自己評価の実施率は、令和5年度には93%と着実に増加している(言うまでもなく、自己評価は法令で義務付けられているため、早期にすべての学校で実施することが求められる。)

令和6年6月14日付で学校教育法の一部を改正する法律(令和6年法律第50号。以下「改正学校教育法」という。)が公布され、専門課程を置く専修学校は、①その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。②当該状況について当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するように努めることとされた。

加えて、改正学校教育法の公布通知でも、自己点検評価の項目や外部の識見を有する者による評価の評価基準案等については、文部科学省においてガイドライン等を改正して示すとしている。

これらを踏まえ、文部科学省では、令和8年4月1日の改正学校教育法の施行に向けて、令和6年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において「専修学校の学校評価の充実等に向けた『専修学校における学校評価ガイドライン』の改正等に関する提言』をまとめるとともに、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)での検討を行ってきたところである。ここに改正学校教育法等を踏まえた具体的な学校評価の方法等について、ガイドラインを改めて示す。

### ■記述における用語の整理

改訂前のガイドラインでは、法令等の規定から自己評価、学校関係者評価、第三者評価という用語を使用していた。専門課程については、改正学校教育法第132条の2において「自ら点検及び評価を行い」という規定ぶりとなったため、「自己点検評価」という用語を、高等課程については、引き続き「自己評価」という用語を用いることとする。

中長期的な計画、中期的な計画については、学校運営、教育活動全般にわたる計画として「中期事業計画」と統一して記述する。

## ■改正における留意事項

改正にあたっては、以下の点等に留意して行った。

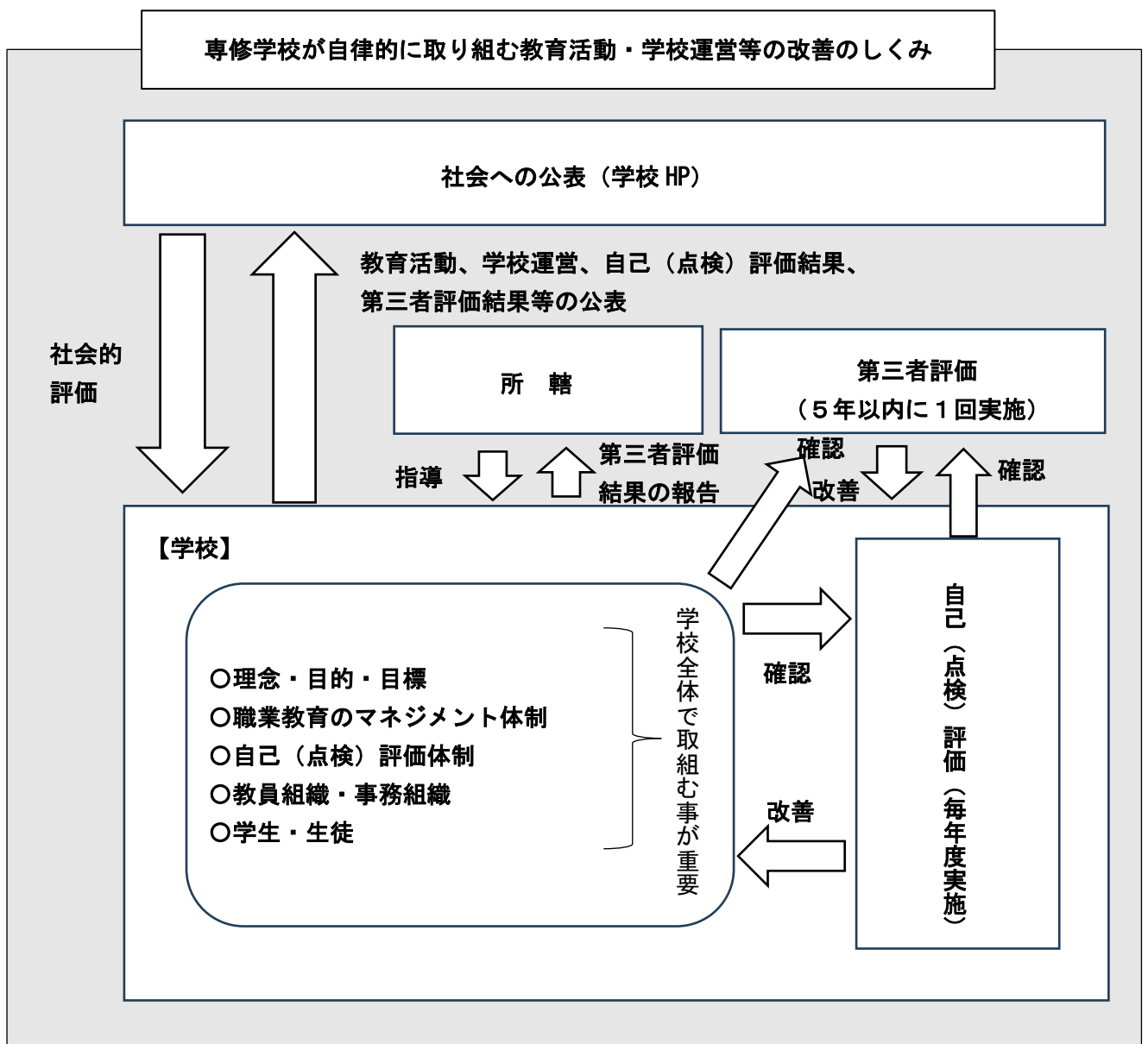
- ・第三者評価をすでに実施した学校によれば、その有用性ととも費用や業務量の面で評価に関する業務が負担となり、「評価疲れ」といった指摘もなされている。評価に係る費用や業務が学校の過度な負担とならないよう、ガイドラインでは、例えば、評価項目、基準等について基本的に踏まえなければならないものと、任意のものを明確にするなど、メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示すものとする。
- ・一般課程については、専門課程及び高等課程の評価の方法等を参考に、各学校の教育活動、学校運営の改善に向け、必要とする項目、基準、実施方法等によりそれぞれ自己評価等を実施し、結果の公表に取り組む。

## 2 はじめに 専修学校教育の質保証・向上と学校評価

- 専修学校においては、他の学校種と比べてより教育活動や学校運営等の自由度が高いという特性を考慮しつつ、当該学校で学ぶ学生、生徒が、関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育等を享受できるよう、教育活動、学校運営等の状況について組織的、継続的な改善を図るための自律的な質保証・向上に関する取組が重要となっている。
- 質保証の考え方としては、関連法令に明記された最低基準としての要件や設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関連業界、地域等のニーズの充足といった様々な教育の目的達成のために継続して取り組むことによって、学生・生徒に対する教育の質を向上させるとともに、安定的な学校運営を実現し、また、父母等の関係者をはじめとする社会全般の信頼を確立することを目指すものである。
- 自律的に取り組む質保証・向上が目指すのは、各学校が掲げる理念・目的の実現である。理念・目的から育成する人材像を定め、必要な知識・技術、技能等の教育の目標を明らかにし、学生、生徒がその目標に向かって学習を進めて達成しているかどうかを組織として管理し、教育を運営する仕組みが職業教育のマネジメントであり、学校評価は、職業教育のマネジメントが有効に機能しているかを確認するための手段であるといえる。
- 一方、実践的な職業教育を中心として教育活動等を行う専修学校には、産業界及び職業実務との関係を確立することも求められている。そのためには、育成

する人材に関連した業界や団体、地域等の協力を得て教育課程を編成し、授業内容・方法においても双方の立場から課題やニーズ等を共有し、質保証の面からも実質的な連携強化を図りながら関係業界等において必要な人材育成を実現するという視点が、質保証にとっても重要である。

○さらに、各学校では、自己点検評価や第三者評価等を定期的に行い、その結果に基づき教育活動、学校運営等の改善に継続的に取り組んでいることについて広く社会に公表することが必要である。



# 第 1 部 専門学校の学校評価

## 1 学校評価の目的・定義

### (1) 専門学校における学校評価の目的

- 各学校で取り組む自律的な質保証の手段として、専門学校の学校評価は、以下を目的として実施する自律的な質保証の取り組みであり、専門学校の学生が質の高い実践的な職業教育等を楽しむような教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

#### 【学校評価の目的】

各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、組織的・継続的な改善を図ること。

- 具体的には、上記目的を実現するために、改正学校教育法等に基づき、各学校においては、学校評価として①自己点検評価、②外部の識見を有する者（第三者）による評価（以下「第三者評価」という。）（場合によっては学校関係者評価）の実施と結果公表を行うものである。

### (2) 学校評価に関する関連法令の規定

- 専門学校の学校評価は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、自己点検評価（第 132 条の 2 第 1 項）、第三者評価（同条第 2 項）を次のように規定している。

#### ■学校教育法（抄）

第百三十二条の二 専門課程を置く専門学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専門学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 専門課程を置く専門学校は、前項に規定する状況について、当該専門学校の職員以外の者で専門学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 自己点検評価については、その内容について学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）に大学と同様の規定が置かれる予定である。

## ■学校教育法施行規則（抄）

第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①学校において教職員による自己点検評価を行い、その結果を公表すること。
- ②外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を行うとともにその結果を公表するように努めること。

### （3）学校評価の形態

○上記法令の規定等を踏まえると、専門学校における学校評価の実施方法は以下の二つが原則となる。

- ①自己点検評価（義務）
- ②第三者評価（努力義務）

②第三者評価は、努力義務であり、また、地域や分野によっては当面の間評価の実施主体の確保等が難しい場合なども想定される。第三者評価の実施が困難な場合等には、③学校関係者評価を実施することも許容される。

### （4）学校評価の定義

#### ①自己点検評価

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。

#### ②第三者評価

自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。

#### ③学校関係者評価

保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く。）により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。

## (5) 学校評価により期待される取組と効果

### 【学校全体での組織的な取組】

- 実践的な職業教育機関としての専門学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び学校運営等の改善のためのP D C Aサイクルの中に位置づけ、①教育の質の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。なお、自己点検評価及び第三者評価（又は学校関係者評価）は、専門学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的とならないよう、評価結果を踏まえた取り組みを行うことが求められる。
- 学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにし、学則等へ記載することが必要である。

### 【学校評価実施方針 策定例】

- ・学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等が適切に行われたかについて毎年度自己点検評価を行う。
- ・第三者評価を五年ごとに受審する。評価にあたっては、学校から中立で、かつ専門性の高い第三者に評価の実施を依頼し、自己点検評価の結果を基にした厳正な評価となるよう、評価実施者に対して根拠となる資料やデータなどを適切に提供する。
- ・自己点検評価及び第三者評価の結果を基に、教育内容や学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取り組むとともに、評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し、広く社会へ公表する。

### （学校関係者評価を実施する場合）

- ・自己点検評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を組織し実施する。当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。

### 【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

- 学校評価を通じて、教育活動及び学校運営等の実態を把握し、改善に取り組む過程で、教職員のそれぞれの担当科目に関する指導力や業務の遂行能力が向上し、資質向上につながることを期待される。  
また、学校評価の質を高めるため、評価の判断の元となるエビデンスの

把握、分析、課題の抽出や改善の方法などについて、教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校の学校評価を通じて、外部の有識者や他校の情報、知見の共有及び人的な交流を図ることも有効である。

## 2 自己点検評価

### (1) 自己点検評価の基本的な考え方

- 自己点検評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該専門学校の教育活動、学修成果、組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。
- 各学校においては、本ガイドラインを参考に、学校評価の基本方針を定め、学校の目標、自己点検評価の評価項目・基準等を設定し、自己点検評価の実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

### (2) 自己点検評価の項目及び基準の設定

- 自己点検評価を行う上では、評価の項目及び基準等（以下「項目等」）を設定することが必要となる。本ガイドラインでは、「専門学校の評価項目、基準の例」について、附属資料1として掲載している（P.30）。これらの項目等はあくまで最低限必要と考えられるものを例示したものであり、具体的にどのような項目等を設定するかは各学校が判断すべきことである。
- 評価を行うことが、学校の教育理念、教育目的、教育目標の実現に向けた教育活動、学校運営が適切にマネジメントされているかを確認する手段であることを踏まえ、学校の特色や課題、分野等に応じて項目等を追加するなど、必要な評価の項目等を学校ごとに検討し、設定することが重要である。また、実践的な職業教育を行う専門学校として、就職や資格免許取得等の学修成果の達成度に関する目標を設定し、達成度を示すなど、学修成果についての具体的な項目等を加えることも重要である。

### (3) 自己点検評価の周期（評価期間）と範囲

- 自己点検評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施するものとする。

また、改善に向けた取組の適切さや教育目標、学校の各種計画、評価項目等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の際にあわせて確認することも必要である。

- これら定期的な自己点検評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

#### **(4) 自己点検評価の実施体制**

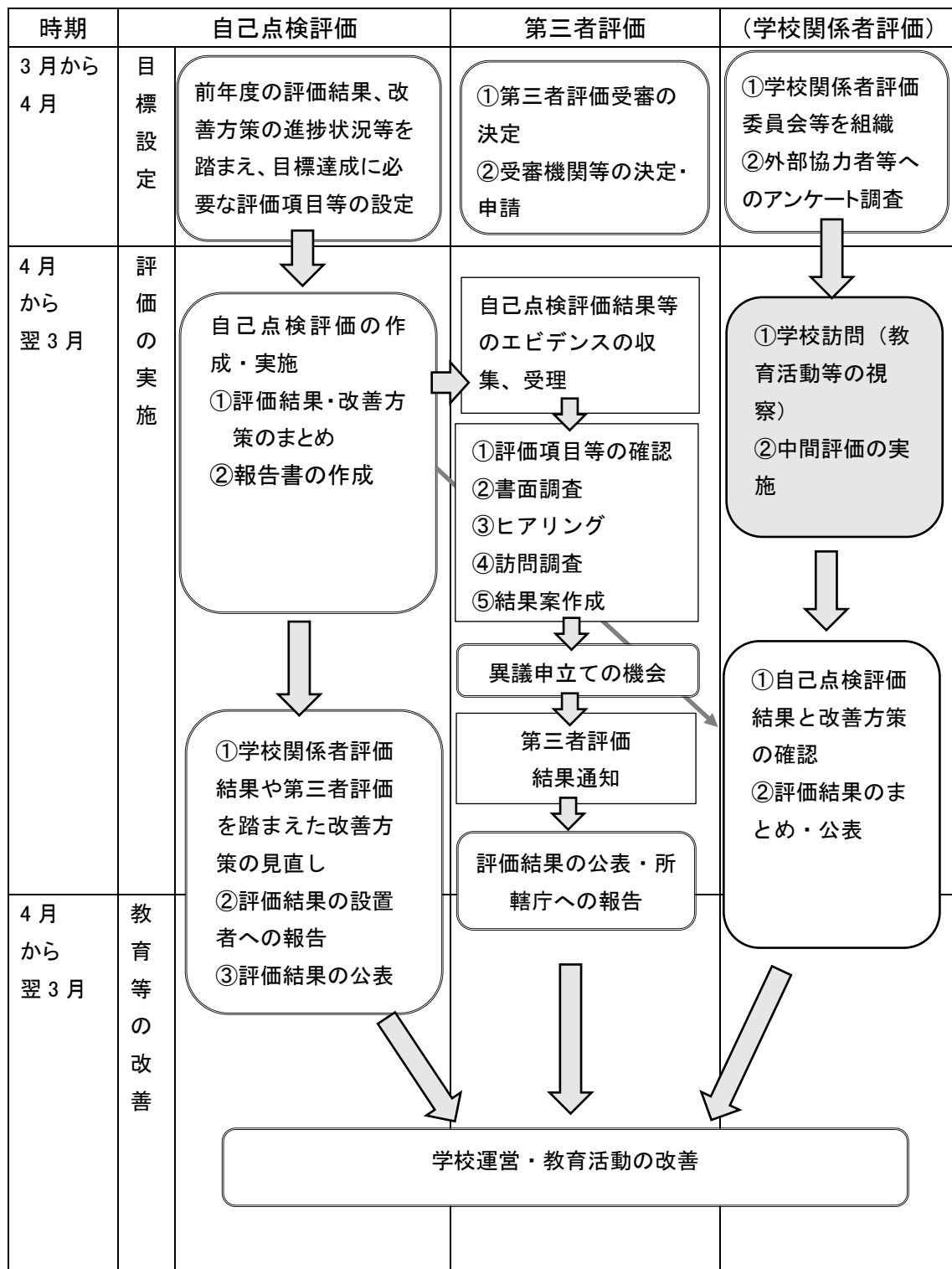
- 自己点検評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有しながら組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、自己点検評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。

#### **(5) 学校評価のスケジュールの作成**

- 自己点検評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要であるため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込むことが必要である。

次頁に各評価の進め方のイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。評価結果を校内の計画策定等に活用することを前提に適切な時期を選んで評価を実施することも留意する。

学校評価の進め方のイメージ ※年度末に向けて評価を実施する場合。



## (6) 外部アンケート等の活用

### ① 外部アンケート（学生・卒業生・関係業界等対象）の活用

○専門学校における自己点検評価を行う上では、学生、関係業界、父母等・地域住民等を対象とするアンケートや意見交換の機会、学校公開の参加者へのアンケート等を通じ、学校に対して関係者がどのような評価・意見・要望を持っているかを把握し、積極的に活用することが望ましい。

○アンケート等を行うに当たり、どのような観点（適切な評価の項目等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動や運営の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で実施することが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報の取扱い等に配慮する。

### ② 学生、教員相互による授業評価の活用

○学生における授業評価は、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」を明確にし、学修の成果を学生が実感できる教育の実現のために不可欠なものであり、また、学校評価において、これらの結果を教育の成果として積極的に活用することが期待される。

また、教員相互の授業研究の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し、学生の学習成果を向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果を評価に活用することも重要である。

### ③ 卒業生に対する調査の活用

○職業と関連した実践的な知識・技術、技能の修得を重視した専門学校の教育成果を測る観点から、当該学校の教育内容等と関連する分野に就職した卒業生のキャリア形成の状況は、学校の学修成果として重要な要素であり、各学校の教育活動成果のアピールにもつながる。

○各学校においては、卒業生に対する調査（就業・キャリアアップ等の状況、満足度、学校に対する要望、職場で求められる能力等）を行った場合は、その結果を評価に活用することが期待される。また、教員の資質向上に向けた研修、業界、団体との人事交流等の取組、就職支援等に活用することができる。

## (7) 継続的な情報・資料の収集・整理

○目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営、

教育成果等に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、評価の実施のみならず、地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、学校運営、教育成果等には個人情報が含まれていることも多いことから、当該情報の取扱いについては、法令等に基づき十分に留意することが必要である。

#### (8) 自己点検評価結果のまとめ

- 自己点検評価の結果は、報告書にとりまとめる（附属資料4にイメージ例を例示）。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。

その際、自己点検評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。

- 各学校は、学生、教職員の個人情報保護等に留意して、報告書に記述する必要がある。

#### (9) 評価結果と改善方策に基づく取組

- 学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」となることなく、自己点検評価を実施するプロセスの中での気づきと評価結果を踏まえ、今後の改善を見出していく取組とすることが重要である。

- また、第三者評価等を行った場合は、その結果を評価の項目等や目標設定、改善の取組みに反映させるなど、自己点検評価の方法や内容についても不断の見直しを行うことが期待されている。

#### (10) 学校関係者評価の実施

- 専門学校の学校関係者評価は、従来、努力義務とされていたが、今回の法改正で第三者評価が努力義務となったことにより、法令上は努力義務として課されなくなった。

- しかしながら、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、教育内容や運営等に関する意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的、自律的な質保証のしくみの一つとして位置づけ、引き続き実施することも考えられる。

- なお、文部科学大臣の認定制度では、認定の要件として、第三者評価の実施が難しい場合は、当面の間は学校関係者評価を実施することとされているものもある（職業実践専門課程の認定等）。学校関係者評価の実施については、「第2部 3 学校関係者評価の実施（P.26）」を参照。

### 3 第三者評価

#### (1) 専門学校における第三者評価

- 専門学校における第三者評価の取組については、これまで制度的な整備がなされていない中でも、専門学校団体、関係業界、関係団体等との連携・協力により、専門学校を対象とした第三者評価機関を活用するなどして、一部の学校が任意で第三者評価を受審する状況がみられた。
- 専門学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の提言「実践的な職業教育機関としての専門学校の教育の質保証・向上と振興に向けて」（令和6年1月24日）では、外部の識見を有する者による評価の導入の必要性などについて、質保証の取組の進展や、教育の質の保証の観点から、教育内容や学校運営に関し外部の意見を踏まえて改善につなげることは重要であることから、全ての専門学校に対して外部の者による評価を入れることが本来望ましいとされた。
- しかしながら、外部の者による評価を一律に義務化することについては、本ガイドライン策定時の状況に照らすと、直ちに実現できるものではないことから、専門学校に対し、努力義務として求めることが考えられるとされた。
- 本提言を受けて学校教育法が改正（令和6年6月14日公布）され、専門学校には外部の識見を有する者による評価を受けることが努力義務として定められた。
- 外部の識見を有する者による評価（第三者評価）を受けることは、専門学校自らの状況を客観的に見直す機会であり、評価を通して専門的な分析や社会のニーズを踏まえた助言を受けつつ、学校の優れた取組を促進させるとともに、教育活動等の改善・充実など更なる学校の活性化が図られるなど、専門学校教育の質の保証・向上の実現を図るものである。

## (2) 第三者評価の目的・機能

- 第三者評価の目的は、学校とは利害関係を有しない識見を有する外部の者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、評価し、結果を公表し、改善を行うことを通じて、その質を保証・向上させることにある。
- 第三者評価は、専門学校が自らの状況を客観的に見直す機会（自己点検評価では発見できない改善点等の指摘など）として捉え、自己点検評価の結果を踏まえつつ、外部の一定の要件を満たした評価者により、教育活動等の状況に重点を置きながら、専門的かつ客観的な視点で行われることが求められる。評価結果において示された改善等に取り組むことは、学校における教育活動、学校運営等の改善・向上に関する取組を促進させる第三者評価の重要な機能といえる。

## (3) 第三者評価の項目及び基準の設定

- 第三者評価を行う上で、具体的にどのような項目等を設定するかは、自己点検評価の項目等を踏まえつつ評価者が最終的に判断することになるが、本ガイドラインでは、第三者評価に必要な最低限の項目等を示している（附属資料1）。
- 評価の項目等については、学校の規模や分野、受けている認定制度などを踏まえて変更したり、既に養成施設指定規則等で点検されている場合は、学校の状況に応じて必要な項目や基準を追加・削除するなどメリハリを付けるが必要となる。

## (4) 第三者評価の実施者に求められる要件

- 第三者評価を実施するためには、評価の安定的な質の確保や透明性の観点から、少なくとも評価を実施する者の専門性・中立性に関する以下の要件を満たした者が実施する必要がある。

### 【第三者評価の実施者に求められる要件】

要件	以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成 ・専門的な評価が可能な者（以下の全てを満たす必要はなく、学校の状況や学科等の分野に応じて判断） ①当該学校・学科の分野に精通している者 ②専修学校に識見を有する者 ③大学等の評価経験者 等
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者</li> <li>・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者</li> <li>・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること※</li> </ul> <p>※「組織だって評価する」とは、各評価実施者が個別に評価作業を行い、それぞれ評価結果を示すのではなく、評価者間での議論や検討を経て、一つの評価結果、評価報告書をまとめることを意味する。</p>

○評価の実施者選定は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素であり、当該実施者が当該学校の第三者評価を実施するにふさわしい者であることの説明責任は学校が負うこととなる。また、評価結果が当該学校の活動等や経営に影響を及ぼす可能性もあることから、当該実施者は、評価結果に対する説明責任を負うことに留意して評価を行うこととなる。

なお、第三者評価の実施にあたっては、実際の評価作業だけでなく、評価の段取りや評価実施者と学校との調整、評価結果に対して不服がある場合の対応など、評価の実施に付随して、学校と評価実施者が連携し、分担して行わなければならない様々な業務が生じることとなる。こうした業務を円滑に行い、安定的でかつ質の高い第三者評価を実施するためにも、評価の企画・実施に関しては、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。

## (5) 第三者評価の実施

○第三者評価は、以下の点を踏まえて実施する。

事項	内容
評価の項目等	自己点検評価の項目等を踏まえ、教育活動、学修成果等に重点的に評価する項目を設定する（附属資料1参照）。
項目等の策定・公表	<p>評価の項目、基準は公表されていること。</p> <p>評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。</p>

評価方法	<p>評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とすること（附属資料5にイメージ例を例示）。</p> <p>また、所見欄を設け、特筆すべき成果や留意すべき点、改善を要する点など、評価を実施する中で明らかになった成果や学校の教育活動や運営に反映すべき事項を積極的に指摘すること。</p> <p>専門学校が自ら行う自己点検評価報告書等の書面調査のみでなく、ヒアリング、訪問調査の実施や根拠となる資料やデータの確認など各項目等について、評価者間で議論や検討を経るなど、適切に評価できる方法により実施されていること。</p> <p>評価結果について対象専門学校からの意見の申立ての機会を設けていること。</p>
実施体制	<p>前述の「第三者評価の実施者に求められる要件」(P. 13)を満たし、かつ、公正で的確な実施を確保するために複数の者による組織的な評価実施体制が整備されていること。</p>
評価業務の負担軽減への配慮	<p>教育活動など専門的な見地から評価すべき項目等を重点的に評価し、基準に照らして形式的に確認すればよい項目等は自己点検評価の結果を確認するだけに留めるなど、評価の質と評価の実施者及び学校側の負担軽減に配慮すること。（附属資料1参照）</p> <p>資格等の指定養成施設となっている場合など、他の制度で外部の者による評価や監査が行われている場合には、そこで確認されている項目等については評価しない（別途行われた評価・監査結果を確認する）など、学校に対する評価・監査的作用の重複をできるだけ排除して行うことに留意すること。</p>

#### (6) 第三者評価の評価期間

- 現在の大学、短期大学、高等専門学校については、7年以内に1回の機関別認証評価が義務付けられており、専門職大学等については、これとは別に5年以内に1回の分野別認証評価が義務付けられている。
- 専門学校における第三者評価を行う期間について、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適切に反映することが必要となるが、そうしたニーズは移り変わりが早いため、評価期間を短く設定することが望ましい。一方で、評価期間が短いと評価に係るコストが増大してしまう。それらを勘案し、また、専門学校はそのほとんどが4年以内の教育課程であることも踏まえ、5年以内に1回の実施とする。

## (7) 評価実施者及び教職員の研修等

- 各学校において学校評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識をもつことが不可欠である。そのため、第三者評価の実施者とともに、各学校における学校評価の担当となる教職員の研修を充実する必要がある。
- このため、文部科学省のみならず、専修学校の団体や学校評価に参画する団体等において、評価実施者や学校評価に携わる教職員の資質を向上するための研修の充実を図るとともに、評価活動に関する助言・情報提供等を行うことも重要である。
- また、制度実施当初には、地域や分野によっては評価実施者の確保が困難な場合も想定される。関係団体や所轄庁等が連携し、評価の実施経験のある者や評価実施者の研修を受けた者のリスト等を作成するなどの評価実施者の情報を共有する取組をはじめ、評価組織の立ち上げや相互に評価をしあう仕組みの構築など、第三者評価を企図するすべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みが全国各地、各分野において早急に構築されることが期待される。

## 4 学校評価結果の公表・報告

### (1) 学校評価結果の公表

- 学校評価を行った場合は、その結果及びそれを踏まえた今後の改善方策（以下「評価結果等」という。）について、広く社会に向けて公表、周知することが必要である。
- 評価結果等を公表することは、各専門学校の現状、目標と成果、課題や改善方策を関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の改善等への取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。
- 評価結果等の公表に当たっては、学校のホームページや出版物への掲載、入学を検討する高校生等への周知、父母等を対象とした説明会において報告するなど、公表する方法や内容等を工夫する必要がある。
- 第三者評価の結果については、所轄庁にも報告し、所轄庁は評価結果を踏まえて、必要に応じて学校に対する指導や支援等を行う。

## 第2部 高等専修学校の学校評価

### 1 学校評価の目的・定義

#### (1) 高等専修学校における学校評価の目的

- 高等専修学校は、中学校卒業者を対象とした高等課程を設置する専修学校であり、柔軟な制度特性を活かした特色ある教育を展開している。  
その教育内容は、実践的な職業教育をはじめ、特定分野でのスペシャリストを養成するもの、また、社会での自立に向けた個に応じた教育を行うもの（以下「実践的な職業教育等」という。）など、後期中等教育段階における生徒の多様な学びを提供する場となっている。
- 上記の特徴を有する高等専修学校において、生徒がより良い教育活動等を享受できるよう各学校において自主的に教育活動等の成果を点検・検証し、必要な改善を継続的に行い、教育水準の向上と質の保証を図ることは重要である。
- また、父母等の学校関係者に対して、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことによる相互の連携協力の促進は、生徒の育成にとって不可欠な要素として大いに期待されている。
- さらに、各学校において、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることが求められており、評価結果等は、設置者（学校法人等）に対して、報告等を行うとともに、広く社会に対して公表することが必要である。
- 高等専修学校における教育は、社会の変化や経済の動向を的確にとらえ、今後の様々な分野における産業の担い手や後継者を育成するための教育、多様な個性のある生徒の自立を支える教育など、高い技術力を身につけ夢の実現に向けた教育を行うなど多様な特性を有している。学校評価を行う上では、こうした特性を十分踏まえて実施することが必要である。
- 上記を踏まえ、高等専修学校の学校評価は、以下を目的として実施するものであり、これにより高等専修学校の生徒が質の高い実践的な職業教育等を享受できるよう教育活動及び学校運営の改善と発展を目指すための取組として位置付ける。

## 【学校評価の目的】

- ① 各学校が、実践的な職業教育等を目的とした教育活動その他の学校運営について、産業界など社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校において、自己評価結果について、父母等、関係業界等、地域住民等の学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、父母等、関係業界、地域住民等から理解と参画を得て、特色ある学校づくりを進めること。

## (2) 学校評価に関する関連法令の規定

○高等専修学校の学校評価は、学校教育法等に次のように規定されている。

### ■学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する父母等及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

### ■学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の父母等その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（専門課程を除く）、各種学校に、それぞれ準用する。  
[学校教育法第 133 条、学校教育法施行規則第 189 条等]

○これら法令の規定により、各学校は、次のように学校評価に取り組むことが必要となる。

- ①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ②生徒の父母等その他の当該高等専修学校の教育活動等の関係者（当該高等専修学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
- ③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者（学校法人等）に報告すること。

### **(3) 学校評価の形態**

○上記法令の規定等を踏まえて、高等専修学校における学校評価の実施方法を以下の三つの形態に整理する。

- ①自己評価（義務）
- ②学校関係者評価（努力義務）
- ③第三者評価（任意）

### **(4) 学校評価の定義**

#### **①【自己評価】**

各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う評価。

#### **②【学校関係者評価】**

保護者、地域住民、企業等（当該学校の教職員を除く。）により構成された組織等が自己評価の結果について行う評価。

#### **③【第三者評価】**

自己評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関・組織を含む。）が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。

## (5) 学校評価により期待される取組と効果

### 【学校全体での組織的な取組】

- 高等専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、学校評価を教育活動及び学校運営改善のためのPDCAサイクルの中に位置づけ、①教育水準の向上、②社会に対する説明責任、③学校評価を通じたガバナンス改善に向けた自律的な取組として組織全体で推進していくことが重要となる。
- 学校評価を組織的に進めるためには、評価の目的・実施方法について基本的な考え方を基本方針として明らかにすることが必要で、学則等への明記が必要である。

### 【学校評価実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己点検評価を行い、学校運営等の課題を発見し、実施方法等の見直しを図り、継続的な改善に取組み評価結果を公表する。
- 2 自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置課程に関連する企業・団体等との間で継続した連携協力体制を確保するため、学校関係者評価を実施する。学校関係者評価は、学校評価規程に基づき、選任する業界関係者、卒業生、父母等において「学校関係者評価委員会」を設置し実施する。
- 3 当該委員会における委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組は、ホームページに掲載し広く社会へ公表する。

### 【継続的な改善の取組】

- 自己評価、学校関係者評価、第三者評価は、専修学校教育の水準の向上、学校運営の改善・強化を図るための手段であり、評価自体が目的ではなく、学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に組織的かつ継続的に取り組むことが期待されている。  
また、学校評価の取組を通じて、学校として組織的に重点的に取り組むべきことを適切に把握し、改善に取り組むことも期待されている。

### 【産業界など社会との連携強化】

- 高等専修学校においては、学校関係者評価を通して、父母等・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことも重要である。
- また、高等専修学校においては、各学校の目的に応じて多様な生徒を受け入れ

ている実情も踏まえ、職業教育に関連する業界団体等と連携していくことも必要である。

- また、生徒の障害や発達の段階等に対応した専門的な教育を行っている学校においては、小中学校、医療・福祉等関係機関との継続的な連携等について、多様な生徒の実態等を踏まえた対応が必要である。

#### 【学校評価を通じた教職員の資質の向上】

- 学校評価を通じて、教育活動及び学校運営等の実態を把握し、改善に取り組む過程で、教職員のそれぞれの担当科目に関する指導力や業務の遂行能力が向上し、資質向上につながることを期待されている。
- また、学校評価の質を上げていくため、評価の判断の元となるエビデンスの把握、分析、課題の抽出、改善方法などについて教職員間での学びを深めるとともに、外部の有識者や他校との学校評価を通じた情報、経験の交流を図ることも必要である。

## 2 自己評価の実施

### (1) 自己評価の基本的な考え方

- 自己評価は、校長のリーダーシップの下で当該学校の教職員が参加し、その教育水準の向上に資するため、当該高等専修学校の教育活動及び学校運営等の状況について自ら評価を行い、その結果を公表するとともに学校運営、教育活動等の改善等に活用する自律的な取組である。
- 各学校においては、実践的な職業教育等に関する取組の確実な実施と充実が図られるよう、本ガイドラインに基づき、学校評価の基本方針を定め、学校の目標、自己評価の評価項目等を設定し、自己評価の実施計画・スケジュールなど策定の上、実施することが必要である。

### (2) 自己評価の項目・基準の設定

- 自己評価を行う上では、評価の項目及び項目をより具体化するために評価の項目や基準等（以下「項目等」）を設定することが必要となる。本ガイドラインでは、「高等専修学校の評価項目・基準の例」について、附属資料2として掲載している（P.34）。これらの項目等はあくまで最低限必要と考えられるものを例示したものであり、具体的にどのような項目等を設定するかは各学校が判断すべきことである。

○評価を行うことが、学校の教育目的、教育目標の実現に向けた教育活動、学校運営が適切にマネジメントされているかを確認する手段であることを踏まえ、学校の特色や課題、分野等に応じて項目等を追加するなど、必要な評価項目等を学校ごとに検討し、設定することが重要である。また、実践的な職業教育等を行う高等専修学校として、就職や資格免許取得に関する状況などの目標を設定し、達成度を示すなど、学修成果についての具体的な項目等を加えることも考えられる。

### (3) 自己評価の周期（評価期間）

○自己評価は、各学校の実情に応じて、学校教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも毎年度1回は実施するものとする。また、改善に向けた取組の適切さや教育目標、学校の各種計画、評価項目等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の際にあわせて確認することが必要である。

○これら定期的な自己評価等に限らず、日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組むことが重要である。

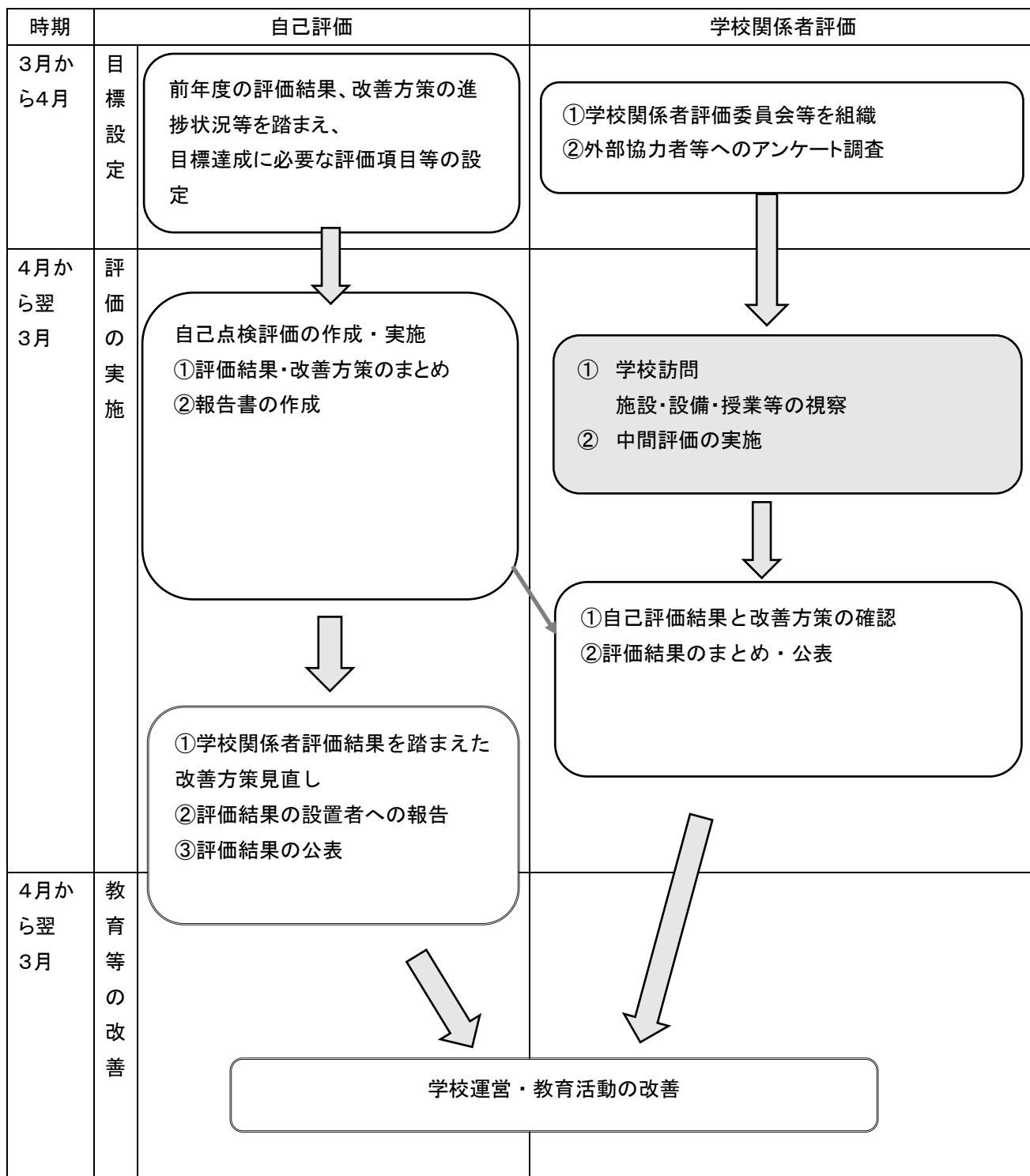
### (4) 自己評価の実施体制

○自己評価は、学校評価の基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、教職員全員が参加して、設定した目標や具体的計画等を共有し組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、自己評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。

### (5) 学校評価のスケジュールの作成

○自己評価等の学校評価の実施に際しては学校全体で取り組むことが重要であるため、学事日程等に学校評価に関するスケジュールを組み込むことが必要である。次頁にイメージを示すが、スケジュールは各学校の学事日程、学校運営、設置法人などの日程に沿って策定する。

学校評価の進め方のイメージ



## (6) 外部アンケート等の活用

### ① 外部アンケート（生徒・卒業生・父母等対象）の活用

- 高等専修学校における自己評価を行う上では、生徒・卒業生、企業等を対象とするアンケートや意見交換の機会、学校公開の参加者へのアンケート等を通じ、学校に対して関係者が、どのような評価・意見・要望を持っているかを把握し、積極的に活用することが望ましい。
- 生徒、卒業生、企業等に対する外部アンケート等を行うに当たり、どのような観点（適切な評価項目等）から意見を求め、それらの結果をどのように実質的な教育活動や運営の改善・充実につなげていくのかを明確にした上で実施することが効果的な評価活動につながるものと考えられる。なお、アンケート等の実施に当たっては、個人情報等の取扱い等に配慮する。
- 高等専修学校の学校評価のP D C Aサイクルにおいて、これらの外部アンケート等を効果的なものとして位置づけ、教育改善等に活用するため、次のような取組が期待される。

### ② 生徒、教員相互による授業評価の活用

- 生徒による授業評価については、授業評価アンケート（方法・形態・理解度等）を実施し、その結果を科目ごとに授業内容・方法の改善に活用する学校もある。学校評価において、これらの結果を教育の成果として、積極的に活用することが期待される。  
また、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会など、授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組も各学校で行われており、それらの研究成果を評価に活用することも重要である。

### ③ 卒業生に対する調査の活用

- 授業、課外活動等に関する満足度調査、卒業後の活動（就職、進学等）への貢献度などの調査を実施し調査結果を活用することは、授業改善、キャリア教育の検証、学修成果の把握などの面で重要である。

## (7) 継続的な情報・資料の収集・整理

- 目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員

間で共有するとともに、自己評価の実施のみならず、地域住民、関係業界等に対する情報提供等に適切に活用することが期待される。なお、個人情報が含まれていることも多いことから、当該情報の取扱いについては、法令等に基づき十分に留意することが必要である。

- 各学校は、P D C Aサイクルにおける様々な取組（授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況など、様々な取組が考えられる）について、随時、学校見学会の実施、刊行物やホームページ等を通じて広く公表する。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く関係業界、父母等・地域住民等からの理解促進や連携・協力を得るきっかけになることが期待できる。
- また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートを実施する等により、学校の取組についての関係業界、父母等・地域住民等からの意見や要望を把握し、今後の取組みや自己評価に活用することも考えられる。

#### **(8) 自己評価結果のまとめ**

- 各高等専修学校は、自己評価の結果を報告書（附属資料4にイメージ例を例示）にとりまとめる。評価は、各項目について3段階で評価する。「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。  
その際、自己評価結果の報告書には、取組の適切さ等の評価結果の分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。
- 各高等専修学校は、生徒、教職員の個人情報等に留意して、報告書に記述する必要がある。

#### **(9) 評価の結果と改善方策に基づく取組**

- 学校評価は、結果である報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組みとすることが重要である。
- 各学校は、自己評価の結果を受けて、適宜改善を図るための具体的な取組みに活用する。  
さらに、自己評価の結果について評価する学校関係者評価や、第三者評価を行った場合は、その結果を項目等や目標設定、改善の取組みに反映させるなど、自己評価の方法や内容についても不断の見直しを行うことが期待されている。

### 3 学校関係者評価の実施

#### (1) 学校関係者評価の機能・役割

- 自己評価の結果を踏まえ当該学校の関係者が行う「学校関係者評価」は、自己評価の評価結果について、学校外の関係者による評価を行い、自己評価結果の客観性・透明性を高めることにある。
- また、学校・父母等・地域・関連団体等が当該高等専修学校の教育活動等に共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たることが期待されており、そのための手段としての活用を図ることが重要である。
- 学校外の関係者によるアンケート等では、前述のような効果を十分に得ることが期待できず、学校関係者評価に期待される役割を十分に担うことが難しいことから、その実施のみをもって学校関係者評価を行ったとみなすことは適当でない。

#### (2) 学校関係者評価の進め方

- 学校関係者評価は、「学校関係者」に対し、特に関わりのある自己評価結果、改善への取組方針などを説明し、「学校関係者」自らが学校見学や、生徒、教職員やステークホルダーとなる関係業界・卒業生等と対話を行い、教育活動、学校運営等に係る課題を共有し、今後の方向性等に対する助言等を行う方法で進めるものとする。
- 学校関係者評価は、評価者が評価を行うが、評価を実施する上で必要な事務等は、評価者ではなく、学校が行うことが適当である。また、評価者への就任を依頼する際には、学校訪問や評価のとりまとめの作成、生徒に関する個人情報の保護、守秘義務など、具体的な業務の負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各評価者の理解を得る必要がある。
- 学校関係者評価が適切に行われるよう、高等専修学校の評価に携わる評価者が一定の知識等を修得する機会や、学校の担当者をはじめ、学校関係者評価に携わる者の知識の向上等を目的とした研修機会の提供・充実を図ることが必要である。
- 学校関係者評価に関する事務等は学校が行うことから、学校規模に応じて、過度の負担とならないよう工夫が必要である。例えば、自己評価のうち、専門的・客観的な観点からの項目の重点化や、設置者（学校法人等）の評議員会等既存

組織の協力を得て評価を行うことも考えられる。ただし、その場合、評議員会等との役割の違いを明確にし、学校関係者評価の取組みの透明性確保に努めることが重要である。

### (3) 学校関係者評価委員会等

○学校関係者評価は、卒業生、関係業界、専修学校団体・職能団体・設置課程の分野の団体、中学校等、父母等・地域住民など、高等専修学校と密接に関係する学校外の者を評価者とする学校関係者評価委員会、又は学校規模に見合った体制（以下「学校関係者評価委員会等」という。）を整備し行うことが必要である。

○学校関係者評価委員会等は、各種資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。

具体的には、次のような視点での評価を行い、学校における教育活動、学校運営等の継続的な改善・向上に関する取組を促進させることが期待される。

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・学校の自己評価の評価項目等が適切かどうか
- ・教育活動、学修成果、学校運営等の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

### (4) 学校関係者評価委員会の委員の選任

○実践的な職業教育等を行う高等専修学校の学校関係者評価における評価者には、設置課程の関係業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善、学校運営等の改善についての評価を行うことが必要であり、設置課程に応じたステークホルダーとしての企業・関係施設や、経済団体・職能団体等の参画も求め、学校関係者評価委員会の委員として、教育活動、学修成果、学校運営等への積極的な発言を促していくことが必要である。

#### 【学校関係者評価委員会に選任する委員の例示】

- ・学校が設置する課程の専門分野における業界・団体関係者（就職先企業、実習先の施設等、業界団体、育成人材の職能団体等）
- ・卒業生（同窓会関係者、卒後一定のキャリアを持った者）
- ・父母等
- ・地域住民（地域団体の役員等）
- ・中学校等の校長、進路指導担当者等接続する学校の関係者
- ・教育活動及び学校運営に知見を有する者（学校の組織運営マネジメント、

財務等の専門家)

### (5) 学校関係者評価のまとめと改善への取組み

- 学校関係者評価委員会等は、その評価結果や今後の改善方策等についてとりまとめ、学校に対して示す。学校は、学校関係者評価の対象となった自己評価結果とともに、広く公表するとともに、学校はこれを自己評価の改善方策の検討において活用し、具体的取組の改善を図るものとする。
- 学校は、評価結果の公表に際しては、生徒、教職員の個人情報等に留意して、報告書に記述する必要がある。

## 3 高等専修学校における第三者評価

### 【第三者評価の意義】

- 学校の課題等を正確に把握するためには、自己評価及び学校関係者評価による評価のみでは十分とは言えない。そのためには、一定の期間を設け学校の教育活動、学修成果、学校運営等について点検等を適宜行うことも意義のあることである。
- そのための手段として教育活動、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う第三者評価を活用することなどが考えられる。
- 高等専修学校においても第三者評価は、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、当該学校の識見を有する外部の評価者によって行われる評価とし、専門学校の実施方法に準じた評価を行うことが望まれる。専門学校の実施方法については、「第1部 3 第三者評価 (P. 12)」を参照。
- 第三者評価は、自己評価や学校関係者評価に加え、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示し、学校運営の改善による教育水準の向上させる機能として実施することになる。

### 【第三者評価の実施方法】

- 高等専修学校における第三者評価は、学校及び設置者(学校法人等)が必要であると判断した場合に実施するもので、教育活動及び学校運営等の質保証と向上を目的とした積極的な取組として実施するものである。

- 高等専修学校の第三者評価については、第三者評価が努力義務化となった専門学校とは異なる取扱いが必要であるが、学校関係者評価との機能分担を明確化することも必要であることから、専門学校における第三者評価の実施体制、評価方法等に準じ実施されるものを第三者評価と位置付けることが適当である。
- 評価結果は、自己評価及び学校関係者評価と同様に設置者（学校法人等）や所轄庁等へ報告を行い、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を受ける必要がある。
- 設置者（学校法人等）や所轄庁等は、評価結果を踏まえて、明らかとなった課題に対して学校と協力してどのように取り組むかを具体的に検討し、学校の支援や必要な改善措置を講ずることが求められる。
- 各学校は、評価結果を踏まえて自ら学校運営の改善に努めるとともに、学校の説明責任という観点のみならず、父母等や地域住民等が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力、参画する土壌をつくるためにも、評価結果について父母等が理解しやすい形で積極的に説明や情報提供をしていくことが望まれる。

## 5 学校評価結果の公表と設置者（学校法人等）による支援

### (1) 学校評価の公表

- 各高等専修学校は、評価結果等について、広く社会に向けて公表、周知することが必要である。
- 評価結果等を公表することは、各学校の現状、目標と成果、課題や改善方策について、関連する企業、団体、地域等に周知し、今後の取組に向けて、理解や連携協力を求めていくための重要な手段（ツール）でもある。
- 評価結果等の公表に当たっては、学校のホームページや出版物への掲載、中学生等の入学検討者への周知、父母等を対象とした説明会において報告するなど、公表する方法や内容等を工夫する必要がある。
- 第三者評価の結果については、所轄庁にも報告し、所轄庁は評価結果を踏まえて、必要に応じて学校に対する指導や支援等を行う。

附属資料 1

[専門学校自己点検評価・第三者評価の項目、基準の例]

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を10単位以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	認	認
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。		◎	◎	

項目3 学生の受入れ、 学生支援	1 学生募集及び 入学者の選 抜、収容定員 の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	◎	◎
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学 習の促進に対 する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生 に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	△	△
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路（就職）指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	4 学生生活に 関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎
項目4 教育実施組織・ 教員	1 教員の配置、 募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△

	2 教員の組織 編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質 の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行う FD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】	認	認
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】	認	認
項目 5 教育環境	1 教育環境の 整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、 防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△
	3 施設・設備 等の点検、改 善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。		△	△	
項目 6 教育活動の基盤 と改善・向上の 取組	1 中期事業計 画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎

	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
		①-2 特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注）職業実践専門課程】	認	認
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	△	△

◎	必須項目
○	簡易に評価
△	任意項目
認	認定制度における必須項目

[高等専修学校の自己評価・第三者評価の項目、基準の例]

大項目	小項目	評価の基準	自己評価	第三者評価
項目 1	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目 2  教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
	2 教育の実施	授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
生徒が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。		◎	◎	
項目 3  生徒の受入れ生徒支援	1 生徒募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	◎	◎
		②生徒の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	生徒の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。生徒の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△

	3 多様な生徒に対する支援	適切な体制を構築し、障がいのある生徒、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な生徒に対する支援を行っていること。	△	△
	4 学校生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、生徒の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える生徒に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、生徒の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④生徒の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤生徒のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎
項目4 教育実施組織・ 教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
	項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎
②生徒の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、生徒の休憩、食事のためのスペースを確保していること。			△	△
③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて生徒が閲覧できるようにしていること。			△	△
2 安全対策、防災組織		①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○

		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△
	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	△	△

◎	必須項目
○	簡易に評価
△	任意項目

〔自己点検評価・第三者評価における評価項目、基準、参考資料一覧の例〕

大項目	小項目	評価の基準	評価の基準となる資料、データ等
項目 1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則、細則、内規等</li> <li>・学生便覧等</li> <li>・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料</li> </ul>
項目 2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則</li> <li>・学生便覧</li> <li>・シラバス、履修ガイド、履修案内等</li> <li>・カリキュラムマップ</li> </ul>
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を 10 単位以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス</li> <li>・カリキュラムマップ等</li> <li>・学則、成績評価基準等</li> <li>・指定養成施設の場合は指定規則・基準等</li> </ul>
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注）職業実践専門課程】	
3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス</li> <li>・学則、卒業認定基準等</li> <li>・指定養成施設の場合は指定規則・基準等</li> </ul>	
4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料</li> <li>・学生のポートフォリオ</li> <li>・指定養成施設の場合は指定規則・基準等</li> </ul>	
	学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。		

項目3 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則等</li> <li>・入試規定、入試実施要領等</li> <li>・入学者選考基準、募集要項等</li> </ul>
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	
	2 自主的な学習の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス</li> <li>・学習状況の把握や補習授業の実施状況等が分かる資料</li> <li>・学習支援の体制や実施状況が分かる資料</li> </ul>
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。 ②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学生に対する支援が分かる資料</li> <li>・留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料</li> </ul>
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	① カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料</li> <li>・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料</li> <li>・学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料</li> <li>・学費の減免・分割納付等に関する資料</li> <li>・キャリア支援等に関する資料</li> </ul>
		② 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	
		③ 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	
		④ 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	
		⑤ 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	
① 教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。 ② 教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数、等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の採用等に関する資料</li> <li>・教員名簿</li> <li>・教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料</li> <li>・教員評価に関する資料</li> </ul>		

	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野の分かる教員名簿等</li> <li>・業務分担体制等の規定等</li> </ul>
		② 教員間で連携、協力体制を構築していること。	
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員研修に関する資料</li> <li>・選考分野について企業等との連携が分かる資料</li> <li>・企業等との連携による教員研修が分かる資料</li> </ul>
		特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】	
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】	
	項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。
②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。			
③ 図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。			
2 安全対策、防災組織		①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料</li> <li>・防災計画や消防点検等及び改善状況等が分かる資料</li> <li>・防災訓練等の実施が分かる資料</li> </ul>
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	
3 施設・設備等の点検、改善等		①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備などの点検、補修等が分かる資料</li> <li>・施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施が分かる資料</li> </ul>
	②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。		
項目6 教育活動の基盤と改	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期計画が分かる資料</li> <li>・財務計画、状況が分かる資料</li> </ul>

善・向上の取組		当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	・学校運営に関する規定、学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されたことが分かる資料</li> <li>・関連企業等団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料</li> <li>・学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料</li> <li>・学校評価の改善状況が分かる資料</li> </ul>
		特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】職業実践専門課程】	
②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。			
	③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。		
4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料</li> <li>・教育目的等の達成や活動状況について関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料</li> </ul>	
	②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。		

# 自己点検評価の評価イメージ例①

## 【附属資料4】

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
教育課程、 教育の実施、 学修成果	1 教育課程の 編成と授業科目	1. 教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が10単位以上開設しているか（外）	2
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実習、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。（職）	2
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む）を修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2
	4 学修成果 目標の達成状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2

### 【評価結果の分析】

小項目1について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。  
 小項目2について、授業科目に応じた講義や実習等が組まれている。また、企業等と連携した実習もしっかりと組まれている。  
 小項目3について、学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。  
 小項目4について、資質能力の修得についての目標や学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

### 【今後の改善方策】

授業科目に応じて、より実習を増やした方がいいと思われる科目もあるため、実習の形態を用いることとする。

★は指定養成でも  
確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示

- 3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている
- 2：概ね基準を満たしている
- 1：基準を満たしておらず改善が必要

## 自己点検評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価結果
学生の受入れ、学生の支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	
	3 多様な学生に対する支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2
4 学生生活に関する支援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留学生、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。		3

### 【評価結果の分析】

小項目 1 について、入学者の受け入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している、入学者選考も公正に実施し可否を決定している。

小項目 2 について、学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。

小項目 3 について、留学生等の支援や留学生の在籍管理、進路指導は適切に行われている。

小項目 4 について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。また、学校保健安全法に基づく対応や学生の経済的支援、キャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。

### 【今後の改善方策】

自主的な学習への支援を充実するため、図書館や自習室の活用時間を増やすとともに、自習室を増加させる。

また、学習継続困難者への対応をより充実するため、相談室の設置や相談員の充実を図り、周知を図る。

★は指定養成でも確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示

3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている

2：概ね基準を満たしている

1：基準を満たしておらず改善が必要

大項目	小項目	評価の基準	自己点 検評価 結果	第三者評 価結果
教育課程、 教育の実施、 学修成果	1 教育課程の 編成と授業科目	1. 教育課程編成・実施方針に基づき教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置しているか 2. 外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が10単位以上開設しているか（外）	2	2 ※1
	2 教育の実施	1. 授業科目内容に応じ、講義、演習、実習、実演又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、基準に基づき成績評価を行っているか。 2. 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定しているか。（職）	2	— ※2
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む）修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	2	2 ※3
	4 学修成果 目標の達成状況	1. 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。 2. 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	2	2 ※4

★は指定養成でも  
確認されている

結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示

3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている

2：概ね基準を満たしている

1：基準を満たしておらず改善が必要

【評価結果への所見】

- ※1 基準1について、教育課程編成・実施方針を作成し、体系的に編成した上で、系統性等に配慮した配置となっている。基準2について、外国人留学生に対する授業科目が10単位以上開設されている。
- ※2 基準1について、授業科目に応じた講義や実習等が組み込まれているが、より実習を増やした方がいいと思われる科目もわずかながらあった。より実習の形態を用いる方が望ましい。
- 基準2について、企業等と連携した実習が組まれている。総授業時数に占める割合も概ね目標達成できる設定となっている。
- ※3 学校の養成する人材を実現するために必要な卒業認定方針を定め、方針に基づき卒業認定を行っている。
- ※4 基準1について、では、卒業方針に基づき、資質能力の修得についての目標を定め、概ねその目標が達成されている。基準2について、学生が望む進路の実現に関する目標を定め、概ねその目標が達成されている。

※第三者評価は、当該学校から独立した専門家が評価するため、評価者は、関連企業、関連団体、大学教員等で構成

## 第三者評価の評価イメージ例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点 検評価 結果	第三者評 価結果
学生の受 入れ、学 生の支援	1 学生募集及び 入学者の選抜、収 容定員の管理	1. 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定しているか。 2. 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っているか。(修) (外)	2	2 ※1
	2 自主的な学習 の促進に対する支 援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいるか。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っているか。	2	2 ※2
	3 多様な学生に 対する支援	1. 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っているか。 2. 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか。(外)	2	2 ※3
4 学生生活に関 する支援	1. カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営しているか。 2. 留学生、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っているか。 3. 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか。 4. 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。 5. 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用しているか。	3	2 ※4 ★	

### 【第三者評価結果への所見】

※1 基準1について、入学者の受け入れ方針、入学選考基準等を定め、説明会等で明示するなど対応している。入学者選考も公正に実施し可否を決定している。

基準2について、入学定員に基づき学生を受け入れているが、留学生の関係から年度にバラつきがある。

※2 学生の学力等の状況を把握するとともに、学習支援が必要な学生への支援に取り組んでいる。また、シラバスの活用を行っているが、自主的な学習への支援はやや少ない。

※3 基準1について、留学生等の支援はあるが、障害のある学生への支援がなされていない。

基準2について、留学生の在籍管理や進路指導は行われているが、日本人学生との交流は少ない。

※4 基準1について、カウンセラーや相談室を設置し、運用する等の対応がとられている。

基準2について、留学生への対応はなされているが、学習継続困難者への対応は不十分である。

基準3について、学校保健安全法に基づき適切な対応がとられている。

基準4について、学生の経済的支援や体制を整備・運用している。

基準5について、学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、説明会等で周知している。運用実績もあり、更なる活動を期待したい。

★は指定養成でも  
確認されている

**結果は、基準を満たすかどうかではなく、基準を満たしているかを3段階で表示**

**3：基準を満たしており、特筆すべき取組を行っている**

**2：概ね基準を満たしている**

**1：基準を満たしておらず改善が必要**

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第百三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に準用する

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百八十九条 第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校についてそれぞれ準用する。